

デジタルファースト法案の策定について

平成30年7月20日

デジタルファースト法案の策定状況①

- **業務改革（BPR）の徹底とデジタル化の推進**により**利用者中心の行政サービスを実現**するため、現在、内閣官房において「**デジタルファースト法案**」の検討を実施中。
- **オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃を中心とする**以下の内容を骨子とし、法案の早期国会提出に向けて検討を進めているところ。

（1）本法案の位置付け・総則等

➤ 本法案の位置付け

- ✓ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく法制上の措置
- ✓ 同法の基本理念にのっとりデジタル化を推進

✓ 法案の目的・原則等

- ✓ 行政手続等のデジタル化等による社会全体のデジタル化の実現
- ✓ 国民利便性向上や行政運営の効率化により、国民生活の向上や国民経済の発展
- ✓ 少子高齢化への対応等の社会的課題の解決
- ✓ デジタル技術の活用を十分に行うことができない人々に対する支援
- ✓ デジタル化の基本原則としてのデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）

デジタルファースト法案の策定状況②

(2) 行政手続のオンライン化の徹底

➤ 行政手続のオンライン原則

(オンライン原則)

- ✓ 行政機関に、原則全ての行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）をオンラインで実施する義務を課す。
- ✓ オンライン化に当たっては、添付書類も含め、手続の全体をオンラインで実施する。
- ✓ すぐにオンライン化できない手続も、一定の猶予期間を設け、それ以降はオンラインで実施する。

(適用対象等)

- ✓ 現物・対面が必要な手続は適用除外とするが、真にオンライン化が困難なものに限定する。
- ✓ システム整備の費用対効果が著しく小さい手続は、オンライン化「可能」な手続とする。
- ✓ 国の行政機関等以外（地方公共団体等）についてもオンライン化の努力義務を課し、国がシステムの整備や情報の提供等の支援を実施することにより、オンライン化を推進する。

➤ 本人確認手法及び手数料支払いのデジタル化等

- ✓ オンライン手続に当たっては、紙を前提とした本人確認手法（署名や押印等）や手数料支払い（収入印紙等）はデジタル的な手段で置き換えなければならないものとする。

デジタルファースト法案の策定状況③

(3) 添付書類の撤廃

➤ 添付書類の省略

- ✓ 行政機関間の情報連携等により省略が可能となる添付書類について、法令上省略可能とするための規定を整備する。

➤ 添付書類のデジタル化

- ✓ 添付書類のデジタルデータでの提出を受け付ける義務を行政機関に課し、紙の添付書類を撤廃する。

※「(2) 行政手続のオンライン化の徹底」に係る規定で措置
(添付書類も含め、手続の全てをデジタル化)

(※) 省略を可能とする添付書類の例 (主なもの)

- ✓ 法人番号の提出を受けた場合の登記事項証明書
(H32年度に構築運用される予定の登記情報連携の仕組みを活用することを想定)
- ✓ 申請に電子署名を付した場合の本人確認書類
(住民票の写し、印鑑証明書等)
- ✓ マイナンバーカードを提示した場合の本人確認書類等

(4) デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ✓ オンライン化の徹底や添付書類の撤廃を実現するためのシステム整備
- ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用
- ✓ 地方公共団体のデジタル化に対する支援
- ✓ 行政手続のデジタル化に当たってのデジタル・デバイドへの配慮
- ✓ 民間手続のオンライン化の促進

(5) 整備法に係る作業

- 本法のみでは十分な措置を行うことができない等の理由により、独自にオンライン化の措置を行う必要があるものについては、本法の趣旨にのっとり、整備法として、一括して個別法律を改正
- 今後、各府省の協力を得て、整備法の策定作業を実施

オンライン化・添付書類の撤廃に向けた方針

- これまで利用者が手続ごとに、紙ベースで行ってきた手続について、デジタル処理を可能とする**システム等の必要なインフラを整備し、オンライン化や申請先機関間の情報連携を進めることで、不要な手続や添付書類を撤廃。**
- これにより**申請者の時間的、経済的負担を軽減**するとともに、**行政運営の効率化**を実現。
- さらに、**自治体や民間企業等とも連携して、社会全体のデジタル化**を推進。

検討課題

- ◆ オンライン化及び添付書類の撤廃を実現するためのシステム整備に当たり、以下の課題について検討が必要
 - 行政機関等が発行する添付書類について、行政機関等での情報連携の仕組みを構築
 - 民間の団体・企業等で発行される添付書類について、デジタル化の推進及び民間との情報連携の仕組みを構築
- ◆ 地方自治体の手続におけるオンライン化及び添付書類の撤廃の進め方についても、検討が必要
- ◆ 手続のオンライン化や添付書類の撤廃といったインターフェイス部分だけでなく、受付・審査・決裁・保存といった業務全体の業務改革（BPR）を行った上でデジタル化を進める必要

今後の取組（進め方）

- ◆ 住民票、戸籍謄抄本等及び登記事項証明書の添付省略のための取組を進めるとともに、その他の添付書類の撤廃を実現するための仕組み等について検討を行う。
- ◆ 行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を推進する第一歩として、社会保険・税、介護、死亡・相続及び引越しの各分野における取組を先行して進め、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していく。

申請手続等のデジタル化のイメージ～オンライン化・添付書類の撤廃に向けて

- 行政手続のオンライン化や行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務のデジタル処理とともに、国や地方の行政機関間の情報連携や民間を含めた情報連携等が可能となるようなシステムを、マイナンバー制度等の既存のインフラを活用しつつ整備。
- これらを通じて、行政サービスのデジタル化を実現。

